（案）　　令和　年　月　日改正

神奈川県における許可を受けないで建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分の基準

１　趣　旨

本基準は、許可を受けないで建設業を営む者(以下「無許可業者」という。)による不正行為等について、知事が監督処分を行う場合の基準を定めることにより、無許可業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼の確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

２　具体的基準

（１）公衆危害

無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は３人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等又は自動車運転死傷処罰法違反により刑に処せられ、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、７日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、７日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

（２）契約締結の過程に関する法令違反

ア　刑法違反(詐欺罪)

(ア)代表権のある役員等(建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。)が刑に処せられた場合は、１年間の営業停止処分を行うこととする。

(イ) 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

（ウ）（ア）又は（イ）以外の場合は、60 日以上の営業停止処分を行うこととする。

イ　特定商取引に関する法律違反

（ア）役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は７日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは３日以上の営業停止処分を行うこととする。

（イ）特定商取引に関する法律第７条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。また、同法第８条第１項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、３日以上の営業停止処分を行うこととする。

（３）軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第３条第１項及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第１条の２第１項の規定に違反し、無許可で工事一件の請負代金の額が 500 万円（当該建設工事が建築一式工事にあっては、1,500 万円（延べ面積が 150 平方メートル未満の木造住宅を建設する工事を除く。））以上の工事を請け負った場合については、３日以上の営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第２項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をもって上記の判断額とすることとされている。

（４）粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、７日以上の営業停止処分を行うこととする。

３　その他

（１）情報の開示

建設業者については、営業停止処分をしたときは、建設業法第 29 条の５の規定に基づき、その旨を公告することとされており、指示処分についても、その内容等を記した建設業者監督処分簿を公衆の閲覧に供することとされていることを踏まえ、無許可業者に関する情報については、これを開示する。

（２）建設業法第 41 条第１項に基づく指導を行う場合

上記２の（１）から（３）には該当しないものの、工事の技術的観点や請負金額の額に照らして意味の乏しい施工を繰り返すなど、建設業を営む者として不適切と認める場合については、機動的に建設業法第 41 条第１項に基づく必要

な指導、助言及び勧告を行う。

（３）その他

無許可業者の監督処分を行う場合において、この基準に規定していないものについては、「神奈川県における建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の例によるものとする。

４　施行期日等

（１）この基準は、平成17年10月６日から施行する。

（２）この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

（３）この基準は、令和２年12月25日から施行する。

（４）この基準は、令和　年　月　日から施行する。